

富津市保育士養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、指定保育士養成施設に修学し、卒業後、市内の保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内において保育士養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、その修学を支援することにより、市内の保育所等における保育士の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(2) 保育所等 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた認定こども園

(3) 保育士 法第18条の18第1項に規定する登録を受けている者をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 指定保育士養成施設において修学する者

(2) 指定保育士養成施設を卒業した後、市内の保育所等において、規則で定める雇用形態により、5年以上保育士として勤務する意思がある者

(3) 指定保育士養成施設を卒業した後、保育士として市外の施設において勤務することを要件とした貸付けを受けていない者

2 市長は、この条例による修学資金の貸付けを受けようとする者が千葉県社会福祉協議会の実施する保育士修学資金の貸付けを併せて受けることを妨げない。

(貸付金額等)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額30,000円以内とし、修学資金の貸付けを受ける者1人につき1,440,000円を限度とする。

2 修学資金には、利子を付さない。

(貸付期間)

第5条 修学資金の貸付期間は、在学する指定保育士養成施設の正規の修学期間のうち、次条の規定による申請を行った日の属する年度の4月以後の期間とする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由により当該修学期間後においても在学することとなったときは、この限りでない。

(貸付申請)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立て、市長に申請しなければならない。

(貸付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 修学資金の貸付けを辞退したとき。

(3) 第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が修学資金の貸付けをすることが適当でないと認めるとき。

(貸付けの停止)

第9条 市長は、借受人が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの間は、修学資金の貸付けを停止することができる。

2 借受人は、休学し、及び復学したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(返還)

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由

が生じた日の属する月の翌月から起算して5年以内に、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 指定保育士養成施設を卒業したとき。

(2) 第8条の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めるとき。

2 市長は、借受人が修学資金の返還について、履行期限までに履行しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金のうち全部又は一部を一括して返還させることができる。

3 借受人は、第8条第4号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定が取り消されたときは、借り受けた修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の免除)

第11条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から起算して1年以内に、市内の保育所等に第3条第1項第2号に規定する雇用形態により保育士として雇用され、継続して5年間勤務したとき。この場合において、災害、疾病その他やむを得ない事由により保育士として従事できなかった期間があるときは、当該期間を除き、5年間勤務したときとする。

(2) 死亡したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 第8条第2号又は第3号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定が取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。

(2) 前条第1号の規定により返還の免除を受けることが見込まれるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

(遅延損害金)

第13条 借受人は、修学資金の返還について、履行期限までに履行しなかったとき

は、履行期限の翌日から履行した日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額に遅延損害金の額を加算して支払わなければならない。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額の計算及び減額又は免除については、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の例による。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。